

議案第78号

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月4日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提案理由

介護保険法施行令等の一部改正に伴い、低所得者対策として介護保険料を改正するため。

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例

石岡市介護保険条例（平成17年石岡市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表以外の部分中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「30,540円」を「25,450円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項の表中第2号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「25,450円」とあるのは、「42,410円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項の表中第3号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「25,450円」とあるのは、「49,200円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第8条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。